＝回覧＝

注意喚起

刈払機（草刈機）の使用中の事故にご注意ください！

これから夏場を迎え、刈払機や草刈機を使って農作業（田んぼのくり切り）や家庭の庭木の手入れなどを行う機会が多くなり、消費者庁には、刈払機を使用中に指を切断、骨折したなどの事故情報が多数寄せられています。**特に5月と7月～8月に事故が多く、**被害に遭われた方の約半数は60歳以上です。

【被害事例内容】

〈事例1〉田んぼのあぜ道の草を刈っていたところ、金属製の刃がコンクリートに当たり，欠けて右目に入った。**保護メガネを着用していなかったので、目を負傷し、視力が低下してしまった。**

〈事例2〉イノシシよけの網をはずして、刈払機で草刈りをしていたところ、落下していたイノシシよけの金具に、刃が当たり飛んできた。**保護メガネと長靴を装着していたが、ふくらはぎに長さ10センチの金具が刺さった。**

【刈払機を使用する際には、下記の点に注意しましょう】

① ヘルメット、保護メガネや手袋など、保護具を必ず装着し、事前に器機の点検を行ってから作業をしましょう。

② 作業をする前に小石や枝，硬い異物などを除去し、１５m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。

③ 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意しましょう。

④ 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず器機を止めてから行いましょう。

お問い合わせ：小値賀町役場産業振興課
農林係・消費生活相談窓口　５６－３１１１（代）